



<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/200609/20060903237041.html>

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/200609/20060903237041.html>

I [国家税务总局关于出口合同备案有关数据处理问题的通知](#)

【发布单位】国家税务总局  
【发布文号】国税函【2006】877号  
【发布日期】2006-09-25  
【实施日期】2006-09-25  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200610100834412711>

I [輸出契約届出に係る数値処理についての国家税務総局による通知](#)

【発布機関】国家税務総局  
【発布番号】国税函【2006】877号  
【発布日】2006-09-25  
【施行日】2006-09-25  
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200610100834412711>

I [辽宁省外商投资优势产业目录](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会、商务部  
【发布文号】国家发展和改革委员会、商务部令【2006】第47号  
【发布日期】2006-09-25  
【实施日期】2006-09-25  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200609/20060903308246.html>

I [遼寧省外商投資優位産業目録](#)

【発布機関】国家発展改革委員会、商務部  
【発布番号】国家発展改革委員会、商務部令【2006】第47号  
【発布日】2006-09-25  
【施行日】2006-09-25  
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200609/20060903308246.html>

I [上海市地方税务局关于调整本市个体工商户、个人独资企业和合伙企业从业人员工资支出税前扣除标准的通知](#)

【发布单位】上海市地方税务局  
【发布文号】沪地税所二【2006】14号  
【发布日期】2006-09-27  
【实施日期】2006-07-01  
【提 示】根据该通知：从2006年07月01日起，上海市个体工商户、个人独资企业和合伙企业从业人员的工资支出税前扣除标准，调整为每人每月1600元。  
【相关法令全文】请点击以下网址查看：  
上海市地方税务局关于调整本市个体工商户、个人独资企业和合伙企业从业人员工资支出税前扣除标准的通知  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai8570.html>  
财政部、国家税务总局关于调整企业所得税工资支出税前扣除政策的通知  
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=20060907112420618>

I [上海市個人經營店、個人獨資企業及びパートナー企業従業員の給与支出税引前控除基準を調整することについての上海市地方税務局による通知](#)

【発布機関】上海市地方税務局  
【発布番号】滬地税所二【2006】14号  
【発布日】2006-09-27  
【施行日】2006-07-01  
【コメント】同通知によると、2006年7月1日より、上海市個人經營店、個人獨資企業及びパートナー企業の従業員の給与支出税引前控除基準は、一律に1人あたり1600元/月へと調整される。  
【関係法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
上海市個人經營店、個人獨資企業及びパートナー企業従業員の給与支出税引前控除基準を調整することについての上海市地方税務局による通知  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai8570.html>  
企業所得税給与支出税引前控除政策を調整することについての財政部、国家税務総局による通知  
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=20060907112420618>

## I 苏浙沪危险化学品道路运输安全监管联控机制协调会议纪要

【发布单位】国家安全生产监督管理总局

【发布文号】安委办函【2006】61号

【发布日期】2006-10-11

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.chinasafety.gov.cn/2006-10/12/content\\_195977.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/2006-10/12/content_195977.htm)

### 【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、相关新信息

### I 中国利用外资战略将进行重大调整

据商务部有关负责人介绍，“十一五”时期中国利用外资战略的变化包括：

转变观念。从行政引资、追求外资规模，向遵循市场经济规律引资转变，地方政府要淡化引资规模的考核，通过引入技术含量、国内配套比例、资源消耗、环境保护、新增就业等综合指标，建立科学的吸收外资考核评价体系。

调整方向。从过去注重以外资投入拉动经济总量增长，向着引进技术、管理、人才促进自主产业升级转变，注重对引进技术的吸收、消化、融合和创新，提高利用外资促进自主创新的能力。

优化结构。鼓励引入技术辐射能力强、吸收就业能力强、资源节约型的外资企业，鼓励外资投向农业、高技术产业、基础设施、环保和服务业等产业，引导外资投向中西部地区，优先鼓励外资与国内企业特别是民营企业开展合资合作。

完善政策。逐步形成内外资企业政策一致、公平竞争的市场经济环境，进一步优化投资软环境。

加强监管。规范引资秩序，建立以国家产业安全为基础的外商投资监测系统，规范外资并购行为，强化外资企业的社会责任和职业道德，保障外资企业员工的权益。

（摘自 2006 年 10 月 12 日《人民日报》）

## I 蘇浙滬危險化學品道路運輸安全監督管理聯控メカニズム協調會議紀要

【発布機関】国家安全生产监督管理总局

【発布番号】安委弁函【2006】61号

【発布日】2006-10-11

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

[http://www.chinasafety.gov.cn/2006-10/12/content\\_195977.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/2006-10/12/content_195977.htm)

### 【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、関係する新たな情報

### I 中国の外資利用戦略は大きく調整される

商務部の関係責任者の説明によると、「十一五」期間において、中国の外資利用戦略の変化には次の内容が含まれる。

観念の変化。行政政策上の資金誘致、外資規模の追求から、市場経済の規律を遵守した上での資金誘致へと変化し、地方政府は資金誘致規模の審査を重要視することなく、技術的レベルの高さ、国内との関連比率、資源の消耗、環境保護、就業機会の増加等の総合的な指標を通じて、科学的な外資吸収審査評価体系を築かなければならない。

方向の調整。従来の外資の投入による経済総量の増長を重要視するやり方から、技術、管理、人材を導入し自主産業のグレードアップの変化促進を重視し、導入技術の吸収、消化、融合及び革新を重視し、外資を利用し自主革新を促進する能力を向上させていく。

構造の最適化。技術上の影響力が強く、就業の機会を増やし、資源節約型の外資企業の導入を奨励し、外資の農業、ハイテク産業、インフラ、環境保護及びサービス業等の産業への投資を奨励し、外資の中西部地域への投資を導き、外資と国内企業とりわけ民营企业との合併合作を優先的に奨励する。

政策の完備。内資外資企業政策の一本化、公平な競争のできる市場経済環境を徐々に形成し、投資ソフト面での環境を更に最適化する。

監督管理の強化。資金導入の秩序を規範化し、国家産業の安全をベースとした外商投資監視測定システムを築き、外資の買収合併行為を規範化し、外資企業の社会的責任と職業モラルを強化し、外資企業従業員の権益を保障する。

（2006 年 10 月 12 日付の「人民日报」より抜粋）

## I 商务部将规范不正当低价出口

《不正当低价出口行为调查和处罚规定（暂行）》（以下简称《规定》）最快有望于 2006 年 10 月出台。该《规定》对不正当低价出口行为、调查申请程序、处罚等都有了更明确的规定。《规定》的主要内容如下：

不正当低价出口行为，是指被调查产品以低于该产品单位平均生产成本与平均管理、销售和一般费用总和价格的对外出口的行为。

审查企业是否具有不正当低价出口行为的主要因素包括：对被调查产品出口竞争秩序的影响、同类产品对某一市场出口的价格下降情况、出口数量变动情况、是否实质性损害其他同类产品生产或出口企业的利益、国内其他企业出口利润下降或受影响情况、国内其他企业同一目标市场的份额下降情况等。

一旦企业被认定存在不正当低价出口行为，将面临处罚，轻者企业和该企业法人被罚款，重者被调查产品将被处以 12 个月内不得出口的严厉惩罚。不正当低价出口企业有可能面临国际上反倾销诉讼和国内新《规定》的双重惩罚。

这部旨在规范出口贸易秩序的法规公示之后引起了争议，2006 年 05 月起在商务部网站公开征求意见，迄今尚未出台。商务部条约法律司的有关人士表示，因为牵涉的方面太多，商务部相关部门还在和有关商会、协会、企业以及律师事务所进行最后的协商。

【备注】：查看《不正当低价出口行为调查和处罚规定（暂行）》的修订草案，请点击以下网站 <http://fs.mofcom.gov.cn/aarticle/as/200605/20060502141913.html>。

（摘自 2006 年 10 月 12 日中国新华网）

## I 商务部はダンピング行為を規範化する

「不当廉売行為調査及び処罰規定（暫定）」（以下「規定」という）が、早ければ 2006 年 10 月に公布される。同「規定」では、ダンピング行為、調査申請手順、処罰等についてより明確な規定が設けられる。「規定」の主な内容は次の通りである。

ダンピング行為とは、調査対象の製品が同製品の単位の平均生産コストと平均管理、販売及び一般費用の総額を下回る価格で対外的に輸出する行為をいう。

企業にダンピング行為があるかどうかを審査するにあたっての主な要素には次のものが含まれる。調査対象の製品の輸出競争の秩序への影響、同類製品のある市場における輸出の価格の下降状況、輸出数の変動状況、その他の同類製品の生産又は輸出企業の利益を實質的に損なっていないかどうか、国内のその他の企業の輸出利益の下落又は影響状況、国内のその他の企業の同一対象市場でのシェア下降状況等である。

ひとたび企業にダンピング行為があると見なされた場合、処罰を受けることになり、軽い場合には、企業と同企業法人が罰金を科され、重い場合には、調査対象製品を 12ヶ月以内において輸出禁止という厳しい罰則が科される。ダンピング行為のあった企業は国際的なアンチダンピング訴訟及び国内の新「規定」という二重の罰則を科されることになると思われる。

この輸出貿易秩序の規範化を目的とした法規の公示後においては意見が分かれており、2006 年 5 月より商务部ウェブサイトで公に意見が聴取され始め、現在のところまだ公布はされていない。商务部条约法律司の関係者の説明によれば、いろいろな方面での問題に関連してくるため、商务部の関係部門はまだ商業会議所、協会、企業及び法律事務所と最終的な協議を行っているとのことである。

【備考】：「不当廉売行為調査及び処罰規定（暫定）」の改正案をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

<http://fs.mofcom.gov.cn/aarticle/as/200605/20060502141913.html>。

（2006 年 10 月 12 日付の中国新華網より抜粋）

## I 国家工商总局：中国将完善外资登记授权管理体制

据悉，中国将进一步完善外资登记授权管理体制，强化外资登记管理工作的统一性、规范性，做好内外资法规的衔接，规范审批和登记的衔接程序。

中国工商将进一步规范市场主体准入，加强对重点投资国、重点投资地区、重点投资领域外资企业发展状况和发展趋势的统计；加大监管工作力度，改变长期以来“重准入、轻监管”的局面，将对公司虚报注册资本、虚假出资、抽逃出资、外商投资企业不按期缴付注册资本的行为要重点监管。

国家工商总局表示，将抓住《商事登记法》的立法契机，总结在各类商事主体登记管理工作中的经验，有效推动商事登记立法；做好《公司

## I 国家工商総局:中国は外資登記授權管理体制を整える

情報筋によると、中国は外資登記授權管理体制を更に整え、外資登記管理作業の統一性・規範化を強化し、内資外資法規の関連性をしっかりと結びつけ、審査承認と登記の連結作業を規範化することになる。

中国工商は市場主体の進出許可を更に規範化し、重点投資国、重点投資地域、重点投資分野の外資企業の発展状況と発展趨勢の統計を強化する。管理監督作業を強化し、長年の「進出許可を重要視し、監督管理を軽視する」という局面を変え、会社による登録資本金の虚偽の報告、虚偽の出資、出資金の引き上げ、外商投資企業が期日通りに登録資本金を払い込まないという行為につき、重点的に管理監督しなければならない。

国家工商総局の説明によると、「商事登記法」の立

法》、《合伙企业法》、《企业破产法》贯彻实施工作和配套规章规范的制定工作；尽快修订《外国企业常驻代表机构登记管理办法》、《外国企业在中国从事生产经营活动登记管理办法》等法规规章，进一步完善相关行业的外资市场准入规则。

(摘自 2006 年 10 月 08 日中国新华网)

#### I 上海海关推出九项举措，支持浦东综合配套改革试点

上海海关推出九项措施，支持浦东综合配套改革试点。主要包括：扩大浦东海关业务范围，进一步优化浦东新区通关环境；凡被列入国家海关总署“红名单”的浦东诚信守法企业，可在浦东海关办理海运出口通关手续（洋山保税港区出口货物除外）；对浦东企业优先适用“属地报关、口岸验放”模式，简化浦东企业在异地口岸进出口货物的通关手续；进一步简化展品出入境审批手续，对入境展品实施“直通式通关”作业模式；再造特殊区域和场所海关监管流程，积极适应浦东现代物流业发展；加快加工贸易企业联网步伐，切实推进浦东加工贸易转型升级；推进地方电子口岸建设，不断提高浦东信息化管理水平，等等。

(摘自 2006 年 10 月 11 日上海浦东网站)

#### I 对收汇单位贸易外汇施行分类管理的解读

最近，国家外汇管理局发布了《关于进一步改进贸易外汇收汇与结汇管理有关问题的通知》（汇发【2006】49号）（以下简称《通知》），《通知》自 2006 年 11 月 01 日起施行。律师理解，《通知》的发布，体现了中国外汇管理部门加大了对贸易外汇资金真实性管理的力度。

对于《通知》规定的“分类管理”的主要内容，律师整理了如下简表，供参考。

法の契機を掴み、各種商事主体登記管理作業における経験をまとめ、商事登記法を効率よく推し進め、「会社法」、「パートナー企業法」、「企業破産法」を貫徹し実施する作業と関連規則規範の制定作業をしっかりと行ない、「外国企業常駐代表機構登記管理弁法」、「外国企業の中国での生産経営活動登記管理弁法」等の法規規則を早急に改正し、関係する業界の外資市場進出許可規則を更に整えていくとのことである。

(2006 年 10 月 8 日付の中国新華網より抜粋)

#### I 上海税関は 9 つの措置を打ち出し、浦東総合関連改革の試みを支持する

上海税関は 9 つの措置を打ち出し、浦東総合関連改革の試みを支持する。主に次のものが含まれる。浦東税関の業務範囲を拡大し、浦東新区の税関の環境を更に最適化する。おおよそ国家税関総署の「優良企業リスト」に入れられた浦東の法律を遵守している企業は、浦東税関で海運輸出通関手続きを行なうことができる。(洋山保税港区輸出貨物を除く)浦東企業に「所在地での通関申告、口岸での通関許可」の方法を優先して適用し、浦東企業の異郷地の口岸での輸出入貨物の通関手続きを簡素化する。展示品の出入境審査承認手続きが更に簡略化し、入境する展示品には「直通式通関」作業方法を実施する。特殊区域と場所の税関の管理監督の流れを再構築し、浦東の近代的な物流業の発展に積極的に適応し、加工貿易企業のネットワーク化を加速し、浦東加工貿易の形態の転換とグレードアップを適切に推進する。地方の電子口岸の建設を推進し、浦東情報化管理のレベルを絶えず引き上げる、等である。

(2006 年 10 月 11 日付の上海浦東ウェブサイトより抜粋)

#### I 外貨を受け取る企業に対し仕分管理を実施することについての解説

近頃、国家外国為替管理局は「貿易取引での外貨受取及び外貨決済管理を更に改善することについての通知」(匯發【2006】49号)(以下「通知」という)を發布し、「通知」は 2006 年 11 月 1 日より施行されることになっている。「通知」の發布は、中国外国為替管理部門が外貨資金の真实性についての管理を強化することになったことを物語っていると考えられる。

「通知」が定める「仕分管理」の主な内容を、ご参考まで次の略表にまとめた。

适用范围	不适用于：保税区、保税港、出口加工区、保税物流园区和保税物流中心企业。
关注企业	<p>以下三类企业将被列入结汇“关注企业”名单：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一年内贸易项下的收汇与同期贸易项下应收汇总额相差 10%(含 10%) 以上的； 备注：以下两类企业经地方外汇局审核，可适当放宽该项标准： <ul style="list-style-type: none"> <li>n 对船舶、大型成套设备出口等在生产、经营和资金结算方面有特殊需要的收汇单位；</li> <li>n 一年内贸易项下的收汇与同期贸易项下应收汇差额不超过等值 50 万美元的收汇单位。</li> </ul> </li> <li>2. 一年内因违反外汇管理规定受到地方外汇局处罚的；</li> <li>3. 根据信用记录、开业期限等，地方外汇局认为应列入“关注企业”名单的。</li> </ol>
关注企业名单的核定	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方外汇局每年核定一次。</li> <li>2. 地方外汇局须将核定的名单报国家外汇管理局备案，同时抄送其他地方外汇局。</li> <li>3. 地方外汇局须将本地区以及获得的其他地区的“关注企业”名单提供辖区内的银行。</li> <li>4. 收汇企业被列入“关注企业”名单的，将获得地方外汇局的告知。</li> </ol>
关注企业面临的严格监管	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>单独管理</u>：被列入“关注企业”名单的成员公司不得参加经外汇局批准的所属集团公司的经常项目外汇资金集中收付和集中管理。</li> <li>2. <u>无法提供证明收汇款项性质的文件，将无法办理结汇手续</u>。具体包括以下收入： <ul style="list-style-type: none"> <li>n 属于先支后收或先收后支的转口贸易外汇的收入；</li> <li>n 属于佣金（代理费）、运保费等贸易从属费用的收入；</li> <li>n 属于贸易项下其他款项（含出口预收货款）的收入。</li> </ul> <p>实际操作中所需提供的证明收汇款项性质的文件清单，请具体参见《通知》内容。</p> </li> </ol>

适用范围	保税区、保税港、輸出加工区、保税物流园区及び保税物流センター企業には適用しない。
重点が置かれる企業	<p>次の3つのタイプの企業は、外貨受取に当たり「重点が置かれる企業」のリストに入れられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一年以内の貿易額と同時期に実際に受け取った外貨額の差が 10% (10%含) 以上の場合。 備考：以下の 2 つのタイプの企業に対しては、地方外国為替局の審査を受けた後、この基準を適切に緩和することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>n 船舶、大型プラント輸出等、生産・経営及び資金決済の方面で特別な必要のある外貨受取企業。</li> <li>n 一年以内の貿易額と同時期に実際に受け取った外貨額の差が 50 万米ドルに相当する金額を上回らない外貨受取企業。</li> </ul> </li> <li>2. 一年以内に外国為替管理規定に違反したために地方の外国為替局による処罰を受けた場合。</li> <li>3. 与信記録、開業期限等に基づき、地方外国為替局から「重点が置かれる企業」のリストに入れられるべきと見なされた場合。</li> </ol>
重点が置かれる企業のリストの審査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方外国為替局が毎年 1 回審査する。</li> <li>2. 地方外国為替局は審査するリストを国家外国為替管理局に届けると同時に、その他の地方外国為替局にも転送しなければならない。</li> <li>3. 地方外国為替局は、本地区及び獲得したその他の地区の「重点が置かれる企業」のリストを管轄区内の銀行に提供しなければならない。</li> <li>4. 外貨受取企業が「重点が置かれる企業」のリストに入れられた場合、地方外国為替局から告知される。</li> </ol>
重点が置かれる企業が直面する厳格な管理監督	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>個別管理</u>：「重点が置かれる企業」のリストに入れられたメンバー会社は、外国為替局の承認を受けた所属するグループ会社の經常項目の外貨資金の集中した収支と集約管理に参加してはならない。</li> <li>2. <u>外貨受取金額の性質を証明する書類を提供できない場合、外貨決済手続を行なうことができない</u>。具体的には次の収入が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>n 先に支払い後で受け取る又は先に受取り後で支払といった方式による中継貿易の外貨に該当する収入</li> <li>n コミッション(代理費)、輸送保険料等の貿易に従属する費用に該当する収入</li> </ul> </li> </ol>

收汇与结汇的其他管理事项变更	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原贸易项下外汇收汇与结汇待结汇账户和支付结汇的管理被取消。对“关注企业”名单以外的收汇单位，可直接办理收汇与结汇。</li> <li>2. 贸易收汇入账或结汇后因故申请退回境外的，将受到严格审核。对于属于境外将外汇资金错汇入境内且未核销的情形，在现有规定的基础上，收汇单位还须额外提供银行出具的相关书面证明。</li> </ol>

综上，律师认为，外商投资企业应有效遵守中国相关外汇管理规定，保持良好的信用记录，确保实际收汇总额与应收汇总额的差异的真实性及合理性，以避免被列入“关注企业”名单的风险以及由此产生的政府严格监管和企业收付汇的不便。

【备注】查看《关于进一步改进贸易外汇收汇与结汇管理有关问题的通知》官方原文，请点击以下网址：  
[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/laws/law\\_detail.jsp?ID=8030200000000000,24&id=4](http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8030200000000000,24&id=4)。

(里兆律师事务所 2006 年 10 月 13 日整理编写)

	<p>n 貿易取引におけるその他の金額(輸出前受代金を含む)に該当する収入          実際の取扱の中で提供が必要となる外貨受取金額の性質を証明する書類については、「通知」の内容を実際にご確認ください。</p>
外貨の受取及び外貨決済のその他の管理事項の変更	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. もとの貿易における外貨の外貨受取・外貨決済・外貨決済待ち口座及び外貨決済の支払に対する管理は取消される。「重点が置かれる企業」のリスト以外の外貨受取企業は、直接に外貨受取及び外貨決済の手続を行なうことができる。</li> <li>2. 貿易における外貨受取金額を勘定項目に入れた又は外貨決済後に事情があって域外に戻すことを申請する場合、厳しい審査を受けることになる。域外の外貨資金を誤って域内に送金し、しかも照合消込手続を行っていない場合、既存の規定をもとに、外貨受取企業は銀行の発行する関係する書面証拠を別途に提供しなければならない。</li> </ol>

以上から、外商投資企業は、中国の外国為替管理規定を効果的に遵守し、良好な与信記録を保持し、実際の貿易額と実際に受け取る外貨額の差の真实性と合理性を保つことによって、「重点が置かれる企業」のリストに入れられるリスク及びこれによって生じる政府の厳格な監督管理及び企業の外貨の支払と受取の面でもたらされる影響を回避すべきであると考えられる。

【備考】「貿易取引での外貨受取及び外貨決済管理を更に改善することについての通知」の政府による原文をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。  
[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/laws/law\\_detail.jsp?ID=8030200000000000,24&id=4](http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8030200000000000,24&id=4)

(里兆法律事務所が 2006 年 10 月 13 日付で作成)